

○平成 15 年総務省告示第 460 号（特定無線設備に付する文字等を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
1 （略） 2 その他の文字等 登録証明機関が一の技術基準適合証明又は工事設計ごとに十けた以下のアラビア数字により定めるものとする。この場合において、アラビア数字の頭字の前に五文字以内の英字を付することができる。ただし、次に掲げる特定無線設備に係る認証工事設計（無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第5条第4項の規定により工事設計認証を受けたもの、<u>無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第156号）附則第4条第2項の規定により工事設計認証を受けたもの及び同令の施行の日前に工事設計認証を受けたもの（第十五号から第十八号までに掲げる特定無線設備に係るものを除く。）を除く。）のうち、他の認証工事設計の空中線の型式、構成又は利得のみを変更したものの文字等は、当該他の認証工事設計のものと同一とすることができる。</u> 一 <u>証明規則第2条第1項第11号に規定する特定無線設備</u> 二 <u>証明規則第2条第1項第11号の3に規定する特定無線設備</u> 三 <u>証明規則第2条第1項第11号の4に規定する特定無線設備</u> 四 <u>証明規則第2条第1項第11号の7に規定する特定無線設備</u> 五 <u>証明規則第2条第1項第11号の8に規定する特定無線設備</u> 六 <u>証明規則第2条第1項第11号の11に規定する特定無線設備</u> 七 <u>証明規則第2条第1項第11号の12に規定する特定無線設備</u> 八 <u>証明規則第2条第1項第11号の15に規定する特定無線設備</u> 九 <u>証明規則第2条第1項第11号の17に規定する特定無線設備</u> 十 <u>証明規則第2条第1項第11号の19に規定する特定無線設備</u> 十一 <u>証明規則第2条第1項第11号の21に規定する特定無線設備</u>	1 （略） 2 その他の文字等 登録証明機関が一の技術基準適合証明又は工事設計ごとに十けた以下のアラビア数字により定めるものとする。この場合において、アラビア数字の頭字の前に五文字以内の英字を付することができる。ただし、次に掲げる特定無線設備に係る認証工事設計（無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第5条第4項の規定により工事設計認証を受けたものを除く。）のうち、空中線の型式、構成又は利得のみを変更したものの文字等は、<u>当該認証工事設計のものと同一とすることができる。</u>

<u>十二</u> 証明規則第2条第1項第11号の23に規定する特定無線設備	
<u>十三</u> 証明規則第2条第1項第11号の25に規定する特定無線設備	
<u>十四</u> 証明規則第2条第1項第11号の26に規定する特定無線設備	
<u>十五</u> 証明規則第2条第1項第19号に規定する特定無線設備	<u>二</u> 証明規則第2条第1項第19号に規定する特定無線設備
<u>十六</u> 証明規則第2条第1項第19号の2に規定する特定無線設備	<u>二</u> 証明規則第2条第1項第19号の2に規定する特定無線設備
<u>十七</u> 証明規則第2条第1項第19号の3に規定する特定無線設備	<u>三</u> 証明規則第2条第1項第19号の3に規定する特定無線設備
<u>十八</u> 証明規則第2条第1項第19号の3の2に規定する特定無線設備	<u>四</u> 証明規則第2条第1項第19号の3の2に規定する特定無線設備
<u>十九</u> 証明規則第2条第1項第51号に規定する特定無線設備	
<u>二十</u> 証明規則第2条第1項第52号に規定する特定無線設備	
<u>二十一</u> 証明規則第2条第1項第54号に規定する特定無線設備	
<u>二十二</u> 証明規則第2条第1項第56号に規定する特定無線設備	